

《極度型教育ローン（証書貸付切替型）》 商品説明書

1. 商品名	極度型教育ローン（証書貸付切替型）										
2. ご利用いただける方	<p>次の条件をいずれも満たしている歯科医師の方</p> <p>① 当組合の組合員の方、または組合員となれる方 ※組合員加入資格のある方は当組合に出資していただき組合員となることが出来ます（組合員資格は当組約定款第1章第6条（組合員たる資格）をご覧くださいか、各営業店へお問い合わせください）。</p> <p>② 当組合に普通預金口座をお持ちの方、またはお作りいただける方</p> <p>③ お申込み時の年齢が満20歳以上満65歳未満の方で最終ご返済時の年齢が原則満75歳未満の方</p> <p>④ 高校、専門学校、短大、大学、大学院等（ただし6年制まで）に在学中または入学を予定する子弟を有する方</p> <p>⑤ 当組合所定の融資基準を満たしている方</p> <p>⑥ 原則社会保険、国民健康保険どちらかの診療報酬のお振り込みの指定をしていただける方</p> <p>⑦ 不動産担保の提供をいただける方</p> <p>※上記事項に該当されない方（医療法人を経営されている方等）でお申込みをご希望される場合は、各営業店へお問い合わせください。 ※学生ご本人の方のご利用は出来ません。</p>										
3. お使いみち	<p>就学予定者もしくは就学者に係る下記費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学費（入学金・授業料） <p>※教科書、白衣、実習器材等個人所有のものの購入や仕送費用、寄付金、下見・宿泊費等にはご利用いただけません。</p>										
4. ご利用形態	当座貸越とし当座貸越期間後に証書貸付へ切替										
5. ご融資金額	<p>貸越極度額2, 500万円以内（10万円単位）</p> <p>※審査の結果ご希望に添えない場合がございます。</p>										
6. ご返済方法	<p>【当座貸越期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元金定額返済 <p>約定元金返済額と約定貸越利息を、約定返済日にご本人様の返済用口座から自動振替にてお支払いいただきます。極度額に応じて毎月の約定元金返済額が異なります。</p> <p>※約定返済日は毎月5日となります。</p> <p>※毎月の約定元金返済額を増額することも可能で、ご契約時にお決めいただきます。なお、随時の返済も可能です。</p> <table border="1" data-bbox="564 1585 1347 1939"> <thead> <tr> <th>極度額</th> <th>毎月約定元金返済額（最低額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円超～ 1,500万円以下</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>1,500万円超～ 2,000万円以下</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円超～ 2,500万円以下</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	極度額	毎月約定元金返済額（最低額）	500万円以下	30,000円	500万円超～ 1,500万円以下	60,000円	1,500万円超～ 2,000万円以下	80,000円	2,000万円超～ 2,500万円以下	100,000円
極度額	毎月約定元金返済額（最低額）										
500万円以下	30,000円										
500万円超～ 1,500万円以下	60,000円										
1,500万円超～ 2,000万円以下	80,000円										
2,000万円超～ 2,500万円以下	100,000円										

13 極度型教育ローン

	<p>【証書貸付期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元利均等返済 <p>当座貸越利用期限後、当座貸越契約期限までに（原則1ヶ月）証書貸付契約を締結し新しい返済額を算出します。</p> <p>以後、毎年4月1日と10月1日を基準日とする金利の見直し時に新金利、残存期間、残存元金により再計算して新しい返済額に見直しをさせていただきます。</p> <p>※約定返済日は毎月5日となります。</p> <p>※約定返済日が土、日、祝日、そのほか法令で定められた信用組合の休日に当たる場合は、当組合の翌営業日をご返済日となります。</p>										
7. ご融資期間	<p>【当座貸越利用期間】</p> <p>当座貸越極度額の範囲で教育資金のお借入が可能な期間です。当座貸越利用期間は、ご子弟の卒業予定年月の末日までとなります。留年等による当座貸越利用期間の延長はできません。</p> <p>※取引状況により当座貸越利用期間であっても新規貸出を停止することがあります。</p> <p>【証書貸付期間】</p> <p>15年以内（当座貸越期間は含みません）</p>										
8. ご融資方法	<p>ご融資の実行は当組合へ入金または授業料の納付書をご提出いただき、支払先へ直接お振込となります。</p> <p>※現金での払い出しやご本人様の預金口座への入金はできません。</p>										
9. 金利	<p>金利一覧をご覧ください。各営業店へお問い合わせください。</p>										
10. 金利タイプ	<p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越期間 <p>長期プライムレートに連動した金利を基準金利として、毎年4月の約定日と10月の約定日に見直しをさせていただきます。見直し後の新金利は4月および10月の約定日から適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証書貸付期間 <p>証書貸付への切り替え時に金利の見直しがございます。</p> <p>長期プライムレートに連動した金利を基準金利として、毎年4月1日と10月1日に見直しをさせていただきます。見直し後の新金利はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。</p>										
11. 遅延損害金	<p>年利14.50%</p>										
12. 連帯保証人	<p>不要です。</p>										
13. 団体信用生命保険	<p>証書貸付期間のみご希望により当組合が指定する4種類の団体信用生命保険のうちいずれかにご加入いただけます。</p> <p>ただし、証書貸付期間のご融資金利に以下の金利が加算されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団信種類</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命保険リビング・ニーズ特約付団信</td> <td>年利0.40%</td> </tr> <tr> <td>3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団信</td> <td>年利0.70%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団信</td> <td>年利0.50%</td> </tr> <tr> <td>団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団信</td> <td>年利0.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当座貸越期間は保険加入はできません。証書貸付へ切替時にご加入の手続きを行います。</p> <p>※ご加入には保険会社の加入要件を満たす必要がございます。詳しくは団体生命保険申込書兼告知書裏面の「団体信用生命保険のご説明」をご覧ください。</p>	団信種類	加算利率	団体信用生命保険リビング・ニーズ特約付団信	年利0.40%	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団信	年利0.70%	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団信	年利0.50%	団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団信	年利0.60%
団信種類	加算利率										
団体信用生命保険リビング・ニーズ特約付団信	年利0.40%										
3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団信	年利0.70%										
がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団信	年利0.50%										
団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団信	年利0.60%										
14. 担保	<p>担保不動産に当組合を権利者とする根抵当権を設定させていただきます。担保物件は当組合所定の審査基準により評価いたします。</p> <p>※登記手続きは、原則当組合が指定する司法書士をご利用いただきます。</p> <p>※不動産担保登録にかかる登録免許税や司法書士あて報酬等はお客さまのご負担となります。</p> <p>※担保物件は建築基準法や法令等に適合しているものに限りします。</p>										

13 極度型教育ローン

15. 火災保険	<p>原則担保となる建物につき、ご融資が完済するまでの期間は火災保険にご加入いただきます。マンションを除く借地上の建物の場合は、保険金請求権に対して当組合を質権者とする質権を設定させていただきます。</p> <p>※火災保険料はお客さまのご負担となります。</p>
16. 保証料	<p>不要です。</p>
17. 手数料	<p>ご融資新規取扱手数料として第1回目の学費支払時に50,000円(税込55,000円)を申し受けます。ただし、利息制限法の規定により各手数料と利息の合計額が同法の制限を超過する場合は完済時に超過分を返却させていただきます。</p>
18. 条件変更にかかわる手数料	<p>【証書貸付期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件変更手数料：5,000円(税込5,500円) ・一部、または一括繰上返済手数料 1千万円以下：3,000円(税込3,300円) 1千万円超：50,000円(税込55,000円)
19. 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室(総務課)にお申し出ください。</p> <p>【お客様相談室(総務課)】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)</p> <p>受 付 時 間：午前9時～午後5時</p> <p>電 話：045-641-2904</p> <p>所 在 地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2</p> <p>なお、苦情等対応手続については当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.shikashin.co.jp</p>
20. 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 <p>東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは当組合お客様相談室(総務課)またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)</p> <p>受 付 時 間：午前9時～午後5時</p> <p>電 話：03-3567-2456</p> <p>所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>なお、仲裁センター等は東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえでアクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 <p>例えば、神奈川県弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話：045-211-7716)</p> <p>※移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>
21. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・別途当座貸越契約時および証書貸付切替時に印紙代が必要となります。 ・お申込みに際しましては当組合所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・本説明書は、令和5年4月1日現在の概要を記載したものであり、当組合はこれらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。

